

令和4年2月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年2月8日(火)
13時50分～15時25分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 35号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 36号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第 37号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第 38号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 1) 下限面積に関する「別段の面積」の設定について
2) 農地参考賃借料(案)について
3) 農作業標準料金(案)について
4) 小矢部市賃借料情報(案)について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他連絡事項

出席委員 19名

1番 宇川 傳治	11番 石丸 正明
2番 田 悟敏子	12番 谷口 修
3番 中村 重樹	13番 宮西 勝昇
4番 坂田 信一	14番 加賀谷 良雄
5番 日光 善治	15番 高田 太衛
6番 三輪 和雄	17番 木村 鉄雄
7番 吉江 秀一	18番 沼田 吉雄
8番 前田 真一郎	19番 渋谷 忠司
9番 西尾 和三郎	20番 唐島 隆夫
10番 多田 博次	

欠席委員 16番 碓 善秋

令和4年2月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>時間前ですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。暦の上では立春も過ぎて、もう春かなと思っておりましたが、先日からの大雪で、皆さん除雪等で大変だったかと思います。異常気象の影響で、凶作の年にならないか心配しております。また、先日県の常設審議委員会において、農地賃借料や、農作業標準料金の案が出されました。そこで、小矢部市の検討委員会においても先日協議いたしました。後ほど、事務局から説明がありますので、協議していただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会2月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、碓委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。20番の唐島委員さん、2番の田悟委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第35号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第36号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第37号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第38号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号20番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は2,414㎡となっております。譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p>

	<p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています が、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしている ものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号19番につ いて、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲渡人である〇〇さんは、〇〇に在住で す。先月の総会でも申請があり、審議をしていただきました。今回、残 っていた2筆を譲受人の〇〇さんが買い取られることになりました。 位置図をご覧くださいと申請地の横に家がありますが、こちらはすで に売却済みです。家の周りの田だけが残っている状況でした。現在、こ ちらの田んぼは〇〇さんが耕作されていますが、〇〇さんは今後も引 き続きお願いしたいということでした。〇〇さんは〇〇で、役員とし て活動されておりますので、特に問題はないと思われます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第35号については「承 認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第35号については「承認」とい たします。 続いて、議案第36号の「農地法第4条の規定による許可申請につ いて」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説 明いたします。議案書2ページをご覧ください。 受付番号7番は、申請者が〇〇さんです。申請地は〇〇1050-1外1 筆、2筆の合計面積が230㎡です。登記地目は田で現況が宅地です。 一般住宅敷地として平成3年頃から違反転用されており、今回転用申 請を行おうとするものです。位置図については、3ページから6ペ ージをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致してお</p>

	りますので、転用することが可能です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。申請人の〇〇さんのお父様が、平成3年頃、自宅の裏にあった畑に、風が強いということで防風林のように植林をされたそうです。それが畑から宅地に変わるという認識がなかったため、今まで放置されていたそうです。今回、〇〇さんが資産を整理していたところ発覚し、申請されたそうです。よろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第36号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第36号については「承認」といたします。 続いて、議案第37号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。 受付番号36番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇です。申請地は、〇〇239-5、面積が3.39㎡で、石碑敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから10ページをお願いします。位置図の8ページをご覧ください。現在、この黄色の所に案内用石碑が建っております。これが、市道の拡幅に伴いまして、次の10ページの赤い部分に移転するものです。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号36番について、調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇です。転用目的は案内用の石碑敷地です。〇〇さんにお話を伺ってきました。位置図をご覧ください。現在、石碑が建っている場所が、〇〇さんの駐車場の敷地内で出入口の一角に建っております。今回、用水と市道の拡幅工事に伴い、移転することになりました。〇〇から、工事終了後にまた〇〇さんの敷地内に建てたいとお願いされましたが、断られたそうです。そこで、〇〇の自治会に、どこか移転先はないかと相談をされて、〇〇さんの田の一角に新たに移築されることになったそうです。現在、申請地の隣接の田を〇〇が耕作されています。移築にあたり、土砂の流出等もありますので、土留め工事をし、排水溝を設けて用水に流すと聞いております。地元の営農組合、自治会、並びに土改の同意書も提出されておりますので、問題はないと思われます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第37号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第37号については「承認」といたします。続いて、議案第38号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第38号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。小矢部市長より農用地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が32件で、面積が303,717㎡であり、うち5件が新規、27件が再設定となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」はありません。申請の内容は6ページから14ページに記載のとおりです。富山県農林水産公社に配分するものについては、別紙をご確認ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件</p>

	を満たしていると考えております。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので「異議なし」として議案第38号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第38号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、協議事項1「下限面積に関する『別段の面積』の設定」について、事務局より説明していただきます。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項1「下限面積に関する『別段の面積』の設定について」ご説明いたします。議案書の15ページと、あわせて関連資料もご覧ください。平成21年度の農地法の改正によって、農地を取得するための経営面積の下限面積は、地域の実情により農業委員会の判断で引き下げることができることとされました。小矢部市では平成22年に「別段の面積」を法定面積である50aに定めてから、変更はされておらず、今回も修正は行わないこととします。理由としましては、関連資料をご覧ください。2020農林業センサスを基にした資料で、0.5ha未満の農家戸数の割合を示しておりますが、最大でも子撫地区の30.6%であり、農地法施行規則第17条の3の条件に該当しないため修正は行いません。今後、子撫、石動、宮島地区などで耕作面積の小さな農家が4割を超えた際には検討し、「別段の面積」を設定する必要があるかと思えます。</p> <p>次に、定住促進や遊休農地の発生防止・解消に取り組んでいく観点から、空き家に付随した農地を取得する場合に限り農地を取得するための下限面積を非常に小さなものとするのも可能となっています。県内でも南砺市や立山町において、「別段の面積」を空き家に付随した農地に限り0.1a以上としています。現在のところ小矢部市においては定住促進関係からの依頼はありませんが、今後検討が必要となると考えられますので、情報収集に努めてまいります。以上です。</p>

会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	付随とは、隣接とは違うのですか。
事務局	その点についても情報収集をした上で、今後決めていく必要があると考えております。
事務局次長	実は、この件は小矢部市役所の中でもいろいろな議論がありまして、定住促進からは、小矢部に来られる方で、中山間地で農業をやってみたいという方に対して、初めから 50 a の面積を所有しなければいけないというのはさすがにハードルが高いということで、少し要件を緩和して小さな面積で農業をやりながら定住していただくということも考えております。また、宅地に付随するというのは、すぐ横なのか、少し離れている所も含まれるのかといったことは、これから話し合っていく必要があると思っております。また、これは必ずこうしなければならないというものではなく、参考までに、南砺市と立山町で実施されているということです。どのように実施されているかは、もう少し調査をした上でお話していきたいと思っております。
会長	ご理解いただけましたでしょうか。他に無いようですので、協議事項 2 「農地参考賃借料 (案)」について、事務局より説明させていただきます。
事務局	協議事項 2 「農地参考賃借料」についてご説明いたします。別紙の参考資料 2 をご覧ください。こちらは昨年農業委員会で作成し、広報いなば 3 月号と一緒に配布した参考資料になります。1 ページの農地参考賃借料という所についてですが、こちらは毎年見直しを行うことになっております。農地参考賃借料の算出につきましては、参考資料 2 の 3 ページから 12 ページにあります。毎年、富山県農業会議で作成されております資料を基に、小矢部市の (案) を作成しております。まず、富山県農業会議が作成しました資料の 5 ページの試算表をご覧ください。粗収益合計 113,876 円から生産費 (経費) 合計 99,618 円を引いた金額が純収益 14,258 円となり、純収益から経営者報酬の生産費用の 5% から 10% 相当分を差し引いた金額が農地参考賃借料として 4,200 円から 9,200 円ということを示されております。6 ページから 11 ページには、各項目の細かい内訳や計算式が載っております。

	<p>次に前年との算出根拠の比較ということで参考資料の 12 ページをお願いします。令和 4 年と令和 3 年の算出比較になります。まず、粗収益の合計は、令和 4 年が 113,876 円、令和 3 年が 113,629 円ということであまり増減はありません。次に、生産費の合計ということで令和 4 年が 99,618 円、令和 3 年が 96,186 円と増えております。差引しました純利益が令和 4 年は 14,258 円、令和 3 年が 17,443 円ということで生産費が増えている分、減っております。そして農地参考賃借料として経営者報酬を生産費用の 5% で計算し、10 円単位以下を切り捨てた金額が 9,200 円、経営者報酬を生産費用の 10% で計算したものが 4,200 円ということで、富山県農業会議の方で算出されております。</p> <p>次に議案書 16 ページをお願いします。こちらがこれまでに説明しました富山県農業会議で算出された令和 4 年産農地参考賃借料を基に作成した、小矢部市の農地参考賃借料（案）で、令和 4 年の分が赤で囲った部分になります。富山県農業会議では経営者報酬を 5% から 10% とありまして、小矢部市でも 6 案作成しました。そこで、2 月 2 日に小矢部市農地検討委員会を開催しまして、検討したところ、この案でということ決定したものになります。赤い部分の公表金額（案）の数字は、富山県農業会議の資料により、経営者報酬を生産費用の 7% 相当分とした場合の金額 7,200 円となります。その 7,200 円と令和 3 年の 520 k g の公表金額である 9,800 円と比較したものが前回改定時との比率ということで 73.5% となっており、その率を令和 3 年のそれぞれの公表金額の数字に掛けて 100 円単位で四捨五入した数字が公表金額（案）になっております。参考資料 2 の 12 ページの農地参考賃借料で一番高い金額で令和 3 年が 12,600 円、令和 4 年が 9,200 円となっておりまして、この前年対比が約 73% であるということで、その比率に一番近いものということで、検討委員会のほうで決定したものを本日の総会で案として提出させていただきました。本日の総会で協議いただき、確定したものを今年もいなば農協の広報いなば 3 月号と一緒に、配布したいと考えております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>これは、決定事項ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これはあくまで検討委員会で決定した金額です。これが妥当であるか、高すぎるのか、減らしすぎなのかといったことを協議していただ</p>

	<p>きたいと思います。本日決定したものを小矢部市の参考賃借料として、いなば農協の広報誌の3月号で配布する予定です。</p>
〇〇委員	<p>生産者の立場としての意見では安い方がいいに決まっています。県で試算されて、粗収益は去年と今年のもので出ており、米単価は1kg当たり214円と出ていますが、これは100%米を作った場合ですよね。どんどん減反が増えていますが、将来的に5年後、10年後も同じような計算方法でいくのか教えていただきたいです。</p>
会長	<p>その時その時で売買価格も違ってきますので、相対で決める場合の目安としていただきたいです。</p>
〇〇委員	<p>あくまでも目安だというのは承知しています。当事者間で金額を決めると聞いていますので。ただ、この安定した農業経営のためにという資料が出る以上は、減反政策が昔から比べるとどんどん増えてきていて、これから45、50というようなことを想定される現状を考えると、今年、来年どうするかという話ではないですが、将来的に見直す必要があるのではないかなという意見です。昔と違って、100%水稲が作れるわけではないので、今は少なくとも40%くらいの減反率も増えてきており、さらにこれが増える可能性が高く、他のものを作って水稲に見合う収益を上げるということは生産者の務めだということも、もちろんあると思いますが、そのことを度外視して、生産者達だけで頑張りなさいよというのでは、収まらないと思います。</p>
事務局次長	<p>作物別に賃金を設定すればということですか。</p>
〇〇委員	<p>作物別までは言いませんが、今後も減反率が増えるのは目に見えてわかっているので、その辺りの考慮もこれからは必要だと思われます。そういうことを全く無視して3%、5%の減反率の時と、50%の減反率の時の計算が同じで本当にいいのかという話です。こういう表が出ているのだから、地主の方に、山間の所は現状に見合った、賃料についても値下げせざるを得ないというようなことを納得してもらう材料になるはずですよね。</p>
事務局次長	<p>収量別に設定はしておりますが。</p>

〇〇委員	収量別にはしてありますが、あくまでも米を 100%で作った時代のものじゃないですか。
〇〇委員	もらう方は高い方がいいわけで、実際に営農組合をされている方が、この金額で本当に受けられるかどうかです。もし受けられなかったら、結局耕作放棄地が増えるということです。今ここで議論をしても、この 214 円が出来高によって変動して、将来 250 円になるかもしれないし、180 円になるかもしれません。ちなみに過去、実際にこの金額で営農組合の方は受けられていたのでしょうか。
〇〇委員	この前の北日本新聞の記事に富山県のある経営者の方が、地代を 4 分の 1 に下げられました。そういった背景があり、減反が進んでいっている中で、少しでも下がったことに営農組織の方達は少しホッとするとお思います。ですが、この 7,200 円でもやっていけない営農組織の方も多いと推測されます。したがって、これよりも下げていかざるをえないという状況かと思われます。農業経営者は経営がやりやすくなると思うし、農業委員会としても耕作放棄地が増えない方向になるとお思います。
事務局次長	いくらに設定すれば妥当だと思われますか。
〇〇委員	私たちのような山間の営農組織と、A I を使っているような大きい営農組織を同じ土俵に乗せられても、まったく違うので困ります。これはあくまでも参考資料にしかならないので、この資料をもう少し現実に近いものにしていただいた方がありがたいかなとお思います。
事務局	ちなみに、検討委員会で絞られた案は、今回出した 7,200 円と、もう 1 つは 6,200 円です。その 2 つの案のどちらにしますかということで、今回の検討委員会では、いきなり下げすぎると、無いとは思いますが、貸し手側も貸しぶりということがあられるかもしれないし、少し配慮をして、率でいうと 73.5%の 7,200 円が妥当ではないかということになり、今回案として出させていただきました。こちらが一方的に下げた場合に、じゃあ止めますとなるのは困るので、検討委員会では、これくらいが小矢部市のラインとして妥当ではないかという話になりました。

〇〇委員	生産者は、当然低い方がいいに決まっています。しかし、地主にすれば、土地改良費も出てこないような金額になるのでは、税金さえ払うのが嫌になりますよね。
事務局	その折り合いということで、経営者報酬を生産費用の7%相当分とした場合、520 kgで7,200円と、8%相当分とした場合の520 kgで6,200円の案があり、検討委員会では7,200円の方でとなり、今回提示させていただきました。もう1つの案は520 kgで6,200円、500 kgが4,100円、480 kgが2,000円、460 kgで1,000円というものです。委員の意見でありましたように、7,200円は少し高すぎるのでもう少し下げた方がいいのではないかなというような、他にも何かご意見がありましたらお願いします。最終的にはいくつか案が上がれば、多数決等で決めていただきたいと思います。
〇〇委員	下げられるのは地代しかないと思いますが。
〇〇委員	地代を下げるのは簡単ですよ。私は営農組合をやっていますから、経営努力でなるべく地代を下げないように、担い手も育成しながらやっています。
〇〇委員	うらやましいです。うちは預かってくれるならタダでもいいです。草も刈らないといけないし、小さいので受け入れられません。
〇〇委員	最終手段として、下げざるを得ないというのであれば下げます。だけど、それまではやっぱり経営努力をしていくのが、本来の農業の在り方だと思います。
〇〇委員	原則は地代だけじゃないので、草刈り等の管理をしてもらうことへのお金は支払われるので。全面的にやって下さいとなると、人がいなくて回らなくなって、耕作放棄地にならざるを得なくなると思います。
〇〇委員	営農組合に田んぼを買ってほしいと言っても資産を増やしたくないからいらないと言われるし、組織の中の人の田んぼだけで、他は一切受けないという所もあります。
〇〇委員	小さい田んぼや山手の田んぼは受けられませんと言われます。間違

	いなく放棄地は増えます。
〇〇委員	平地で草を刈るのと、山手の大変な所の草を刈るのが同じ料金だというのも、考えていくべきだと思います。畦畔の料金が1時間いくら、耕作はこれだけ、保全はいくらとか。
〇〇委員	計算の仕方としては、過去の実績をみて出すしかないと思います。ただ、これが適正かどうかというのは、言いようがないと思います。
事務局	あくまでも目安であり、値引きや値上げ交渉のときにこれを見て、この値段が妥当かどうかを協議していただくためのものです。
会長	それでは、検討委員会で決定した案でよろしかったでしょうか。他にご意見はございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、7,200円の案にしたいと思います。
会長	それでは次に、協議事項3「農作業標準料金（案）について」について、事務局より説明していただきます。
事務局	協議事項3「農作業標準料金」についてご説明いたします。別紙・参考資料2の1ページをご覧ください。2農作業標準料金の部分で適用期間は令和元年分から令和3年分までの3ヵ年となっており、今回令和4年分から令和6年分までの3ヵ年を適用期間とする案を作成しましたものが議案書の17ページの赤い部分になります。別紙の参考資料3の1ページは、前回の平成30年度に作成いたしました資料になります。また、2ページには令和3年時点の砺波市と南砺市との比較した表を参考につけております。算定方法につきましては、これまでと同様の方法で算定しております。参考資料3の5ページ以降に富山県農業会議の方で作成されておりますが、この算定資料を基にいたしまして、平成31年の標準料金と令和4年の試算値標準料金との比較の率を議案書の17ページをみていただき、平成31年分の数字に掛けて100円単位で四捨五入した数字が、小矢部市農業委員会でお示しする令和4年から令和6年分の農作業標準料金（案）となっております。ま

	<p>た、例えば育苗などの富山県農業会議の資料に参考の金額がないものは、同じ金額としております。こちらも本日の総会で協議いただきまして、いなば農協の広報いなば 3 月号に折り込みたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>トラクターの金額はなぜ下落しているのですか。</p>
事務局	<p>農業会議の資料 12 ページの試算したものについて、富山県農業会議に確認したところ、過去 3 年のトラクター等の機械の料金を基に計算しているそうです。平成 31 年頃にある会社が、安いトラクターを販売したそうです。機械の購入費用が安いことによって、保険料などの単価が下がったそうです。今は元に戻っているようですが、それによって、トラクターだけ低い数字になっているそうです。また、参考ですが、農業者との意見交換会の際に、最低賃金のお話が出ましたが、富山県では現在の最低賃金は 877 円になります。議案書の 17 ページに出させていただいた労賃ですが、一般作業が 9,200 円、軽作業が 7,600 円、オペレーター賃金が 1,900 円ということで、時間単位にしますと、1 時間当たり試算（案）で出したものが、一般作業が 1,150 円、軽作業が 950 円ということで、最低賃金は超えています。</p>
〇〇委員	<p>機械は変動していますが、ここ 10 年一定の料金そのままのものがあります。例えば、育苗とかの資材は上がっているはずですが、箱苗の土とか、殺虫剤とかものすごく上がっているはずなのに、ずっと同じ金額なのはどうしてですか。</p>
事務局	<p>変わっていないのは、実は試算するものが無いので変えていないだけです。育苗とかは農業会議の資料にも無く、変動はあると思いますが、試算のしようが無かったというのが正直な話です。この場で、皆さんの了承をいただければ砺波市や南砺市を参考にすることもできます。</p>
会長	<p>このままでは進まないのでは、決めていただいてもよろしいでしょうか。</p>

〇〇委員	このままでいいと思います。
会長	それでは、このままということで。それでは次に、協議事項4「小矢部市賃借料情報（案）」について、事務局より説明していただきます。
事務局	それでは、議案書18ページをご覧ください。こちらは、令和3年1月から令和3年12月までに公告された賃借料における10a当たりの水準を示したものになっておりまして、小矢部市内の賃借料情報として公開することになっております。また、申請に上がってくるものの中で0円と書いて出されるものがあります。実際の金額はその時々で話し合いされるとと思いますが、こちらで把握できる情報としては0円となってしまうので、そういったものは除いて集計をしてあります。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他連絡事項
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日は、足元の悪い中お集まりいただき、また、長時間の審議お疲れ様でした。皆さん、健康に留意をされて過ごしていただきたいと思います。それでは、2月の総会を終了させていただきます。ご苦勞様でした。
	— 2月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年2月8日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 20番 唐 島 隆 夫

2番 田 悟 敏 子